

学部・研究科等の組織の枠を超えた 学位プログラムについて

学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム 制度設計上の論点

- (1) 新たな学位プログラム導入について
- (2) 新たな学位プログラムと内部質保証等
- (3) 校舎・設備等
- (4) 教員組織
- (5) 学生組織（収容定員）
- (6) 大学設置審査との関係
- (7) 教学管理体制

※本資料では、学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラムのことを、便宜的に「新たな学位プログラム」と呼ぶこととする。

(1) 新たな学位プログラム導入について

改正内容

これまでの学部・研究科等とは異なる新たな類型として「学部・研究科等の組織の枠を超えた学位プログラム（新たな学位プログラム）」を制度上位置づける。

ねらい

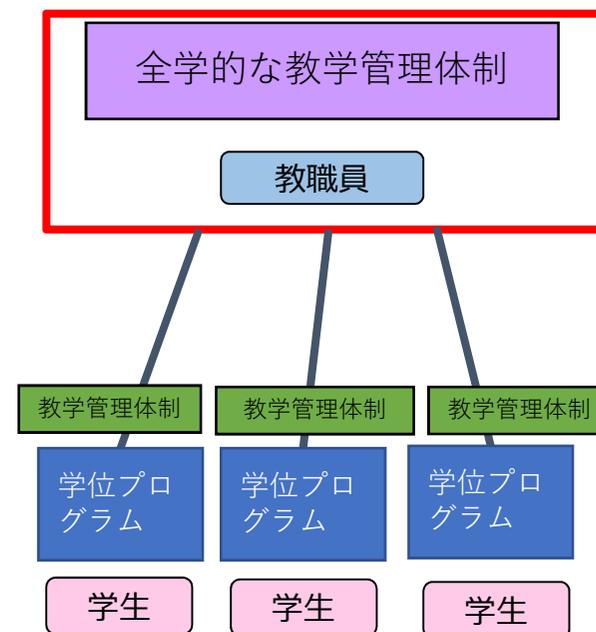
- ✓ Society5.0の到来が予想される中、大学において急速な学術研究の推進や大学教育に対する社会的ニーズの変遷に対応できるように体制整備を図る。
- ✓ このため、学部や研究科等の枠を超えて柔軟に設置が可能な新たな学位プログラムを制度上位置づける。
- ✓ 将来的に、大学において学長の下に全学的な組織を設け、新たな学位プログラムの質保証を図り、学生本位の学修環境の整備を促進。

新たな学位プログラムの特徴

- ✓ 3つのポリシーに基づいて編成（→（2））
- ✓ 追加的な校舎・施設整備等は不要（→（3））
- ✓ 他学部の専任教員とのダブルカウント可能。運営管理を行う専任教員を置く（→（4））
- ✓ 収容定員は連携する学部の範囲内で設定可能（→（5））
- ✓ 設置審査との関係では学部設置と同様の扱い（→（6））
- ✓ 緊密に連携する学部が協力し教学管理体制を整備することが必要（→（7））



■ 将来的な姿（イメージ）



(2) 新たな学位プログラムと内部質保証等

【内部質保証】

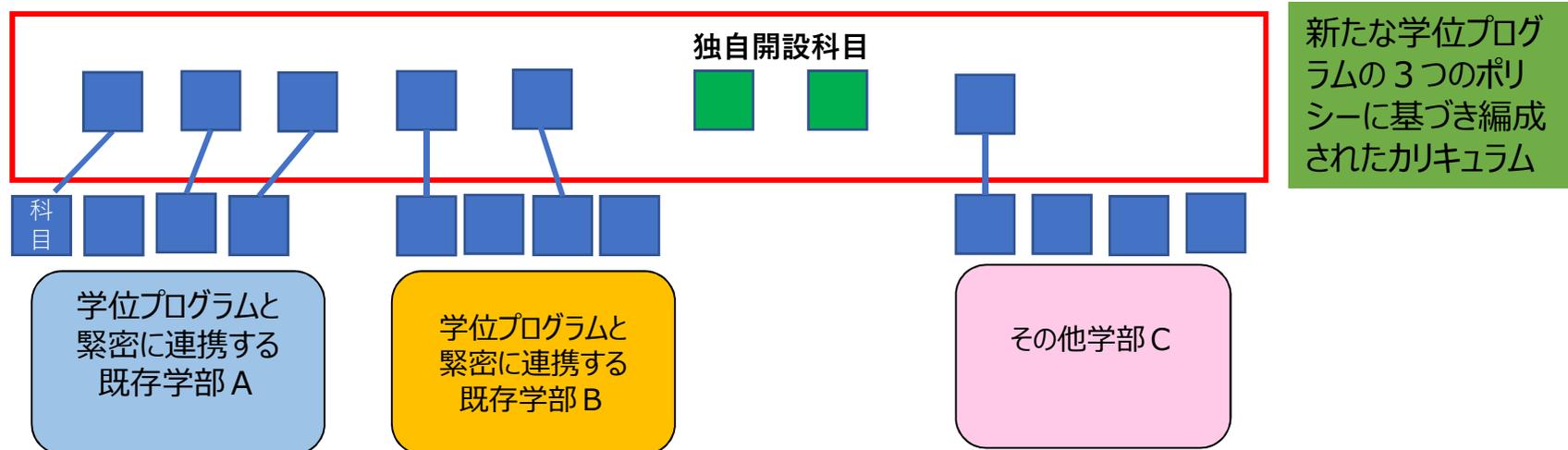
現行制度において、大学、学部、学科、課程ごとに「3つのポリシー」を定めることとされているが、

- ✓ 新たな学位プログラムの実施に当たり、**当該学位プログラムごとに「3つのポリシー」を定める**こととすべきではないか。
- ✓ 各大学は、新たな学位プログラムについて、それぞれ三つのポリシーを一貫した理念の下に策定し、それらに基づく体系的で組織的な大学教育を実施することにより、社会のニーズに応じた質の高い学びを学生に提供していくことが必要。

【対象となる学位】

- ✓ 新たな学位プログラムが、社会的ニーズの変遷に伴う教育研究上の要請に柔軟に対応するために制度化されたことに鑑みれば、**学士だけでなく、短大学士、修士、博士、専門職学位**についても対象とした制度とすべきではないか。

■ 新たな学位プログラム（イメージ）



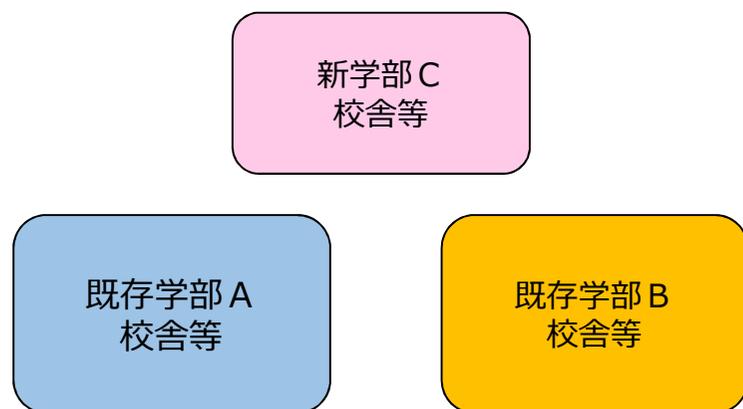
(3)校舎・設備等

新たな学位プログラムが、学部等の緊密な連携・協力の下で、

- ①教育課程を実施する上で必要な**教員の役割分担**、**施設設備**その他の諸条件を整えること、
- ②教育課程を適切に実施するためにふさわしい**運営の仕組みを備える**こと

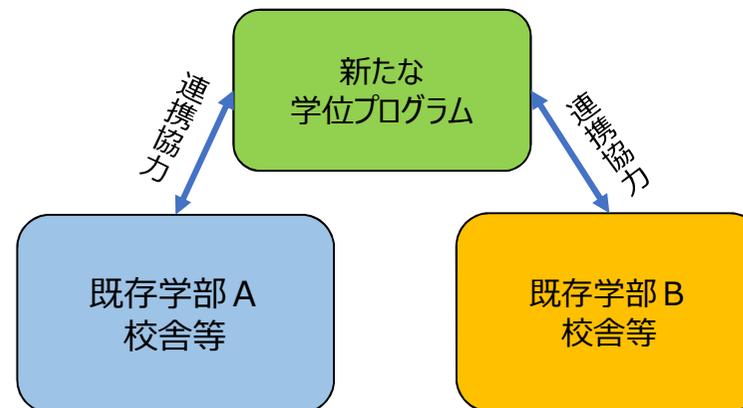
が可能な場合は、**新たな学位プログラムに連携・協力する複数の学部等においてそれぞれ大学設置基準の要件が満たされているのであれば**、当該学位プログラムを実施するにあたり、追加的に校舎、施設設備等の基準を満たす必要はないこととしてはどうか（専任教員については後述）。

■従来(学部の新設・改組)



- ✓ 既存学部A・B、新学部C共に基準を満たす必要有。

■新たな学位プログラム



- ✓ 新たな学位プログラムと連携・協力する既存学部A・Bにおいて基準を満たしていれば、校舎等に係る新たな学位プログラムを実施するにあたっての設置基準上の追加的な要件はなし。

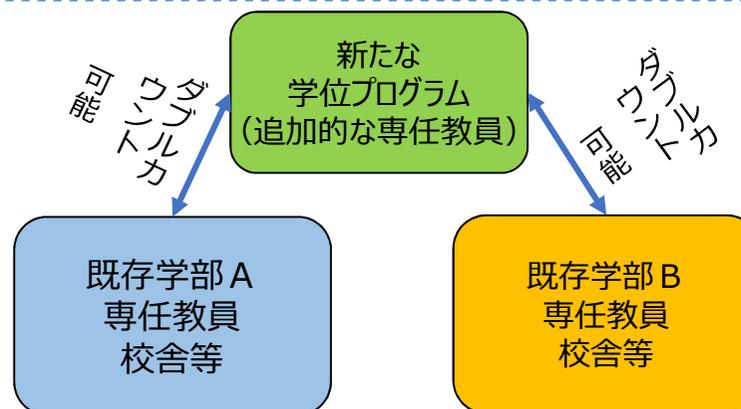
(4) 教員組織

成績評価を含めた教学管理体制を整備するにあたっては、大学は責任を持って新たなプログラムを担当する教員を確保することが必要。

- ✓ 新たな学位プログラムを担当する教員が当該学位プログラムの教育を十全に進める上において**一定人数揃っている必要がある**のではないか。
- ✓ その際、新たな学位プログラムの教育を担当し、その教育に一定の責任を負うなどの要件を満たす場合に、**学部等の専任教員が当該学位プログラムにおいても専任教員として教育に携わることができる（ダブルカウント）**としてはどうか。
- ✓ ただし、新たな学位プログラムの運営には、連携・協力する学部との調整や運営管理が必要となるため、**学部等の専任教員とは別に新たな学位プログラムに専属しプログラム全体を運営管理する専任教員も置く**こととしてはどうか。

■ 新たな学位プログラムの教員組織

- ✓ 新たな学位プログラムについては当該プログラムに類似する学部を当該プログラムとみなし、必要専任教員を算出
- ✓ 専任教員については一定の単位数を担当し、当該学位プログラムに責任を負うものであればダブルカウント可能
- ✓ プログラム全体を運営管理する専任教員を別途置く（一プログラムに一人）



【参考】 大学設置基準

(国際連携学科に係る専任教員数)

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

■教員の役割分担

設置基準上の専任教員の運用を緩和する場合、学部と新たな学位プログラム双方に所属する教員の業務の複雑性が増すことが想定される。大学教育の質保証の観点から、対外的にも明確となる方法で個々の教員の勤務状況を適切に管理する必要がある。

- ✓ 制度改革の趣旨と併せて各大学に対し、専任教員の勤務時間が新たな学位プログラムの設置によって、大幅に延伸することのないよう、エフォート管理等を通じて教育の役割分担の偏りに十分配慮する必要があるのではないか。

(5) 学生組織(収容定員)

現行制度においては、収容定員は学科・課程を単位として、学部等ごとに学則で定められることとされている

- ✓ 新たな学位プログラムの収容定員については、**新たな学位プログラムと緊密に連携・協力する複数の既存学部等の定員の範囲内**で設定することとしてはどうか（学則変更は必要）
- ✓ その際、例えば、新たな学位プログラムが1年次から開講される場合には、**入学者選抜を実施する単位**としても考えられるのではないかと（学則変更は必要）
- ✓ また、新たな学位プログラムに**参加する学生の所属意識を醸成するような取組**にも大学として留意する必要があるのではないかと（演習やゼミ等）。

【学部】



【新たな学位プログラムA】

総定員の増加なし
⇒学則変更・届出事項



【新たな学位プログラムB】

総定員の増加あり
⇒認可事項



(6) 大学設置審査との関係

新たな学位プログラムに係る大学設置審査については通常の学部設置と同様としてはどうか。

- ✓ 新たな学位プログラムのための組織を設置する場合は設置審査の対象とはしない。
- ✓ 新たな学位プログラムの設置が**学位の種類変更や大学全体の収容定員の増加を伴う場合等は設置は認可の対象**とする。

■学部等に係る認可・届出のルール

事項	学部	新たな学位プログラム
学部/新教育課程の設置 (当該大学の収容定員や授与する学位の種類及び分野の変更を <u>伴うもの</u>)	認可	認可
学部/新教育課程の設置 (当該大学の収容定員や授与する学位の種類及び分野の変更を <u>伴わないもの</u>)	届出	届出

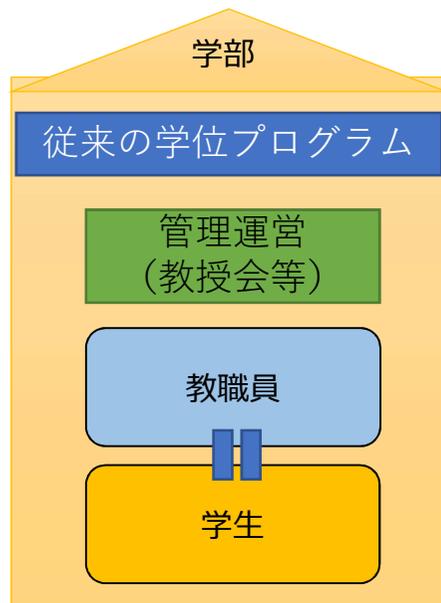
(7) 教学管理体制

質保証の観点から、新たな学位プログラムの**教学管理体制が必要**（担当教員のFDの実施、各授業の実施、学生への履修指導・教育指導、成績評価等）

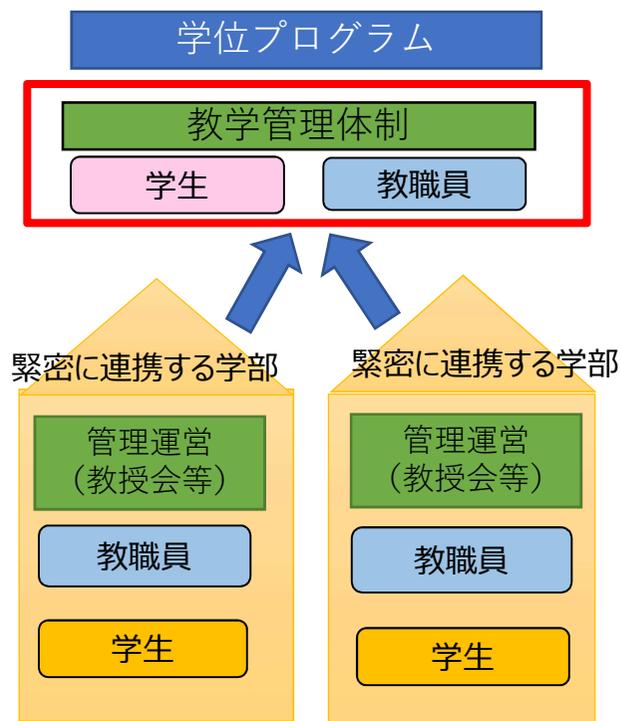
- ✓ 新たな学位プログラムと**緊密に連携協力する学部**が協力して**管理運営組織を設け、教学管理体制を確立する必要がある**のではないかと。
- ✓ 将来的には**学長の下に全学的な組織を設け、新たな学位プログラムの質保証の取組を一元的に進めていく**必要があるのではないかと。その際には定員管理や認証評価の在り方についても留意する必要があるのではないかと。

■従来の学位プログラム

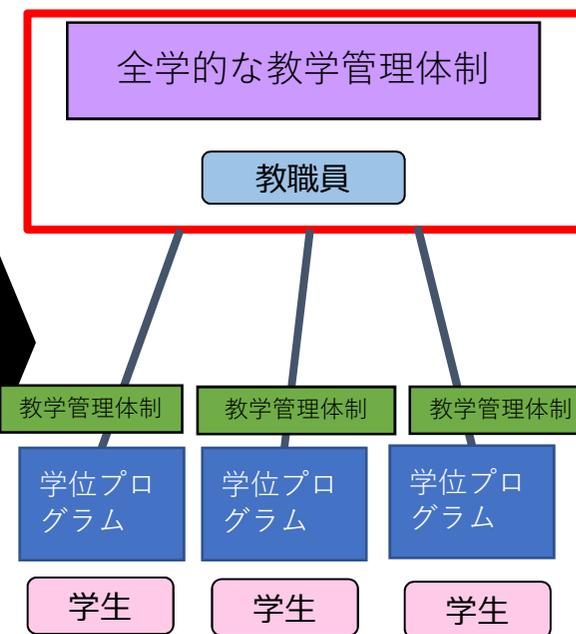
(学生の所属する組織 = 教員が所属する組織 = 学位プログラムの一対一の関係)



■新たな学位プログラム(イメージ)



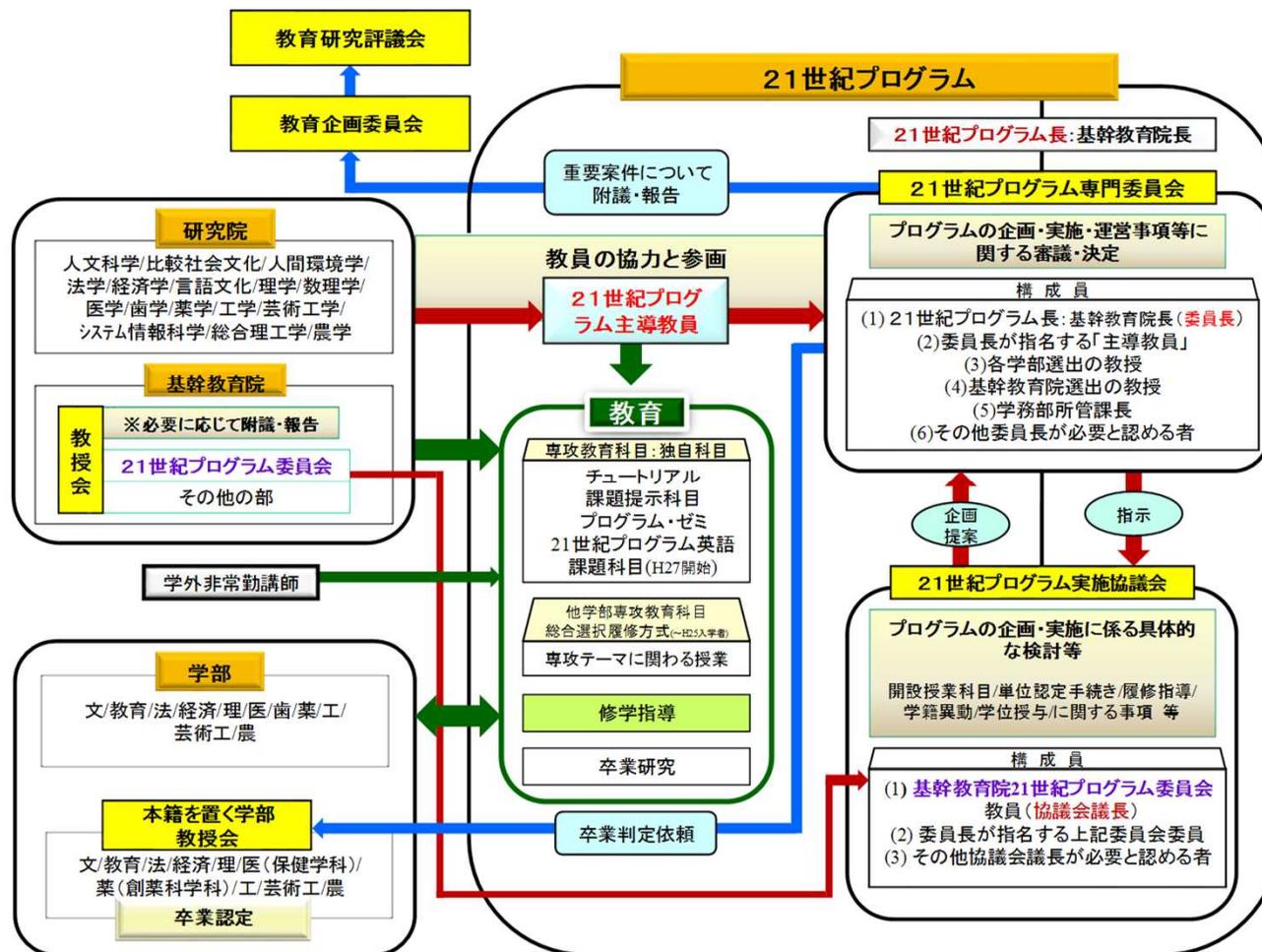
■将来的な教学管理体制(イメージ)



參考資料

【事例】九州大学における取組（21世紀プログラム※）

- 「21世紀プログラム」として開設する授業科目と、既存の学部が開設している授業科目を組み合わせた学位プログラム（21世紀プログラム）を作り、プログラムに合わせて、複数の組織から担当教員を適切に配置することで、学部・学科を横断したプログラムを設計。
- 既存の4年生学部・学科の定員を1名程度ずつ活用し、20名程度のプログラム定員を設けている。
- また、全ての学部・学科で学士（学術）の学位を出せるようにすることで、プログラム修了生に対して、現行制度の中でも適切な学位プログラム、教育プログラムを作るための工夫もされている。



※平成30年にプログラムを発展的に解消、共創学部を開設し、プログラムの趣旨を継承。

【出典】平成29年8月29日「制度・教育改革ワーキンググループ（第3回）」資料1及び議事録（一部修正）

三つの方針の策定・公表に関する省令改正

≪学校教育法施行規則の改正≫

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表**するものとする。

- ①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

大学教育の
質的転換

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

入学者に求める学力の明確化、
具体的な入学者選抜方法の明示

≪三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン≫

(平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

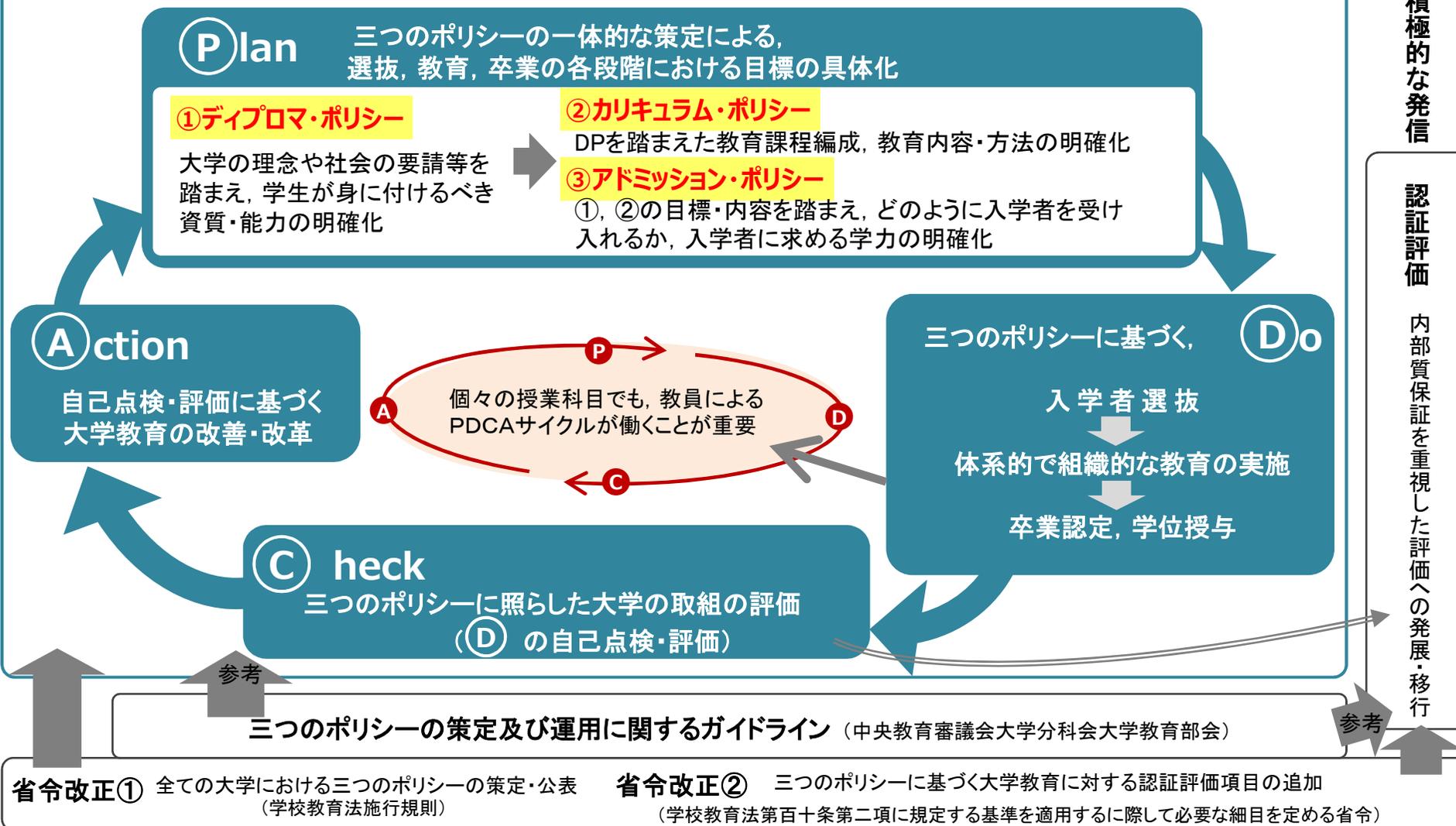
(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
 - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。

「三つのポリシー」に基づく大学教育改革の実現（イメージ案）

三つのポリシー … 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー), 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー), 入学者の受入れ方針(アドミッション・ポリシー)

＜三つのポリシーの策定単位レベルの内部質保証のためのPDCAサイクル＞



新しい大学教育のイメージ

現状の課題例

学生

- 基礎学力が不足 自ら考える習慣が不足
- 学修時間が不足 キャリア意識や経験が不十分

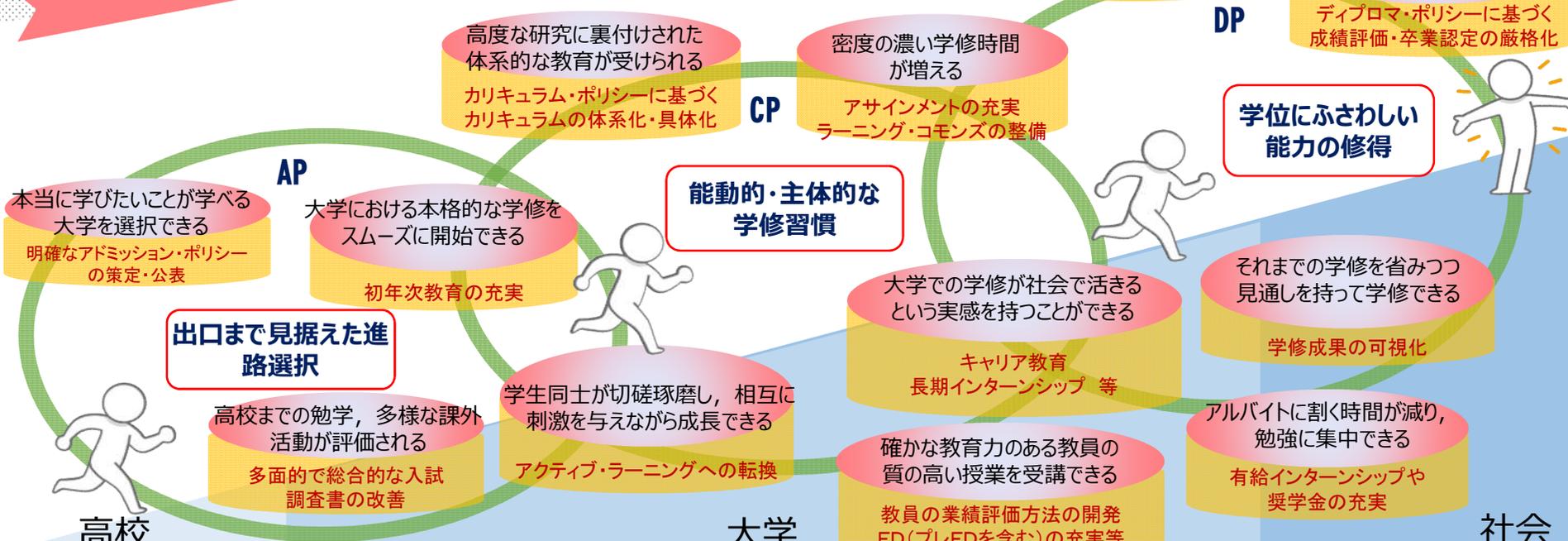
大学

- 知識の伝達・注入の授業中心
- カリキュラムの体系性が不十分
- 教員の指導力が不十分
- 学位にふさわしい能力が身に付かないまま卒業
- 社会が求める能力が身に付かない

社会

- 偏差値のみで大学を判断
- 大学教育に期待していない
- 大学教育に関わろうとしない

体系的なカリキュラムと十分な学修時間による能動的・協働的な学修を通じて、社会で自立して生きる力を身に付ける。



教育活動や進路指導に反映 ← ○三つのポリシーの一体的な策定と公表 (H27年度末に省令改正) ○内部質保証+認証評価の強化 ○積極的な情報の公開・発信 → 大学教育への支援や採用、人材育成に反映

【参考】 参照条文

学校教育法（昭和22年法律第26号）（抄）

（設置廃止等の認可）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項(次条において「設置廃止等」という。)は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。

一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣

二・三 略

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

3～5 略

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抄）

（法第四条第一項の政令で定める事項）

第二三条 法第四条第一項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第四条の二に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～五 略

六 私立の大学の学部の学科の設置

七 大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置及び当該専攻に係る課程（法第百四条第一項に規定する課程をいう。次条第一項第一号において同じ。）の変更

八～十一 略

2 略

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一 私立の大学の学部の学科の設置又は公立若しくは私立の大学の大学院（専門職大学院を含む。）の研究科の専攻の設置若しくは専攻に係る課程 の変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二～五 略

2～3 略

【参考】 参照条文

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

(学部以外の基本組織)

第六条 学校教育法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織(以下「学部以外の基本組織」という。)は、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められるものであつて、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

- 一 教育研究上適当な規模内容を有すること。
 - 二 教育研究上必要な教員組織、施設設備その他の諸条件を備えること。
 - 三 教育研究を適切に遂行するためにふさわしい運営の仕組みを有すること。
- 2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準(第四十五条第一項に規定する共同学科(第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。))及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るものを含む。)に準ずるものとする。
- 3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条(第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。)、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

- 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

(収容定員)

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

- 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。
- 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。

(次頁へ続く)

【参考】 参照条文

(前頁より)

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

2～3 略

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

2～3 略

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

- 一 学長室、会議室、事務室
- 二 研究室、教室(講義室、演習室、実験・実習室等とする。)
- 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2～6 略

(校地の面積)

第三十七条 大学における校地の面積(附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舍の面積を除く。)は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

2～3 略

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2～5 略